

収入
印紙

HP AllianceONE PROGRAM

日本HPは、会員に対して、本契約の条件に基づき、日本HPが開発、販売する製品（以下「本製品」といいます）及びサービス（以下「本サービス」といいます）について **HP AllianceONE Program** を提供します。本契約締結の証として、本書2通を作成し両者記名捺印のうえ、各自1通を保有します。

契約発効日： YYY Y年MM月DD日

記名捺印日： YYY Y年MM月DD日

会 員：

日本HP：

契 約 条 項

第 1 条 （前 提）

1. 会員は、本製品及び本サービスと共に使用できる、ハードウェア製品、ソフトウェア製品及びサービスの、開発、変換、テスト、検証、デモンストレーション及び提供、又は、日本HPのソリューション若しくはプラットフォームに関して統合若しくはコンサルティングサービスの提供を検討します。
2. 日本HPは、HP AllianceONE Program（以下「AllianceONE Program」といいます）並びに関連するウェブサイトポータル（以下「ポータル」といいます）を通じて提供されるコンテンツ及び開発ツールの提供を通じた会員の支援を検討します。当該支援には日本HPのソリューション・プラットフォームに対する会員のアジアパシフィック地域（本条4項に定義。以下「地域」といいます）でのコンサルティング、インテグレーションサービス、会員の製品及びサービスの開発、変換、テスト、検証、デモンストレーションに必要な最小構成の本製品購入のための特別割引が含まれます。
3. 日本HPは、日本HPのプラットフォームにて利用可能な製品・サービスの情報を、日本HPの顧客や日本HP社内にて提供します。会員は、会員の企業情報、製品及びサービスに関する情報を日本HPに提供し、日本HPは独自の裁量で、これらの情報を日本HPのウェブサイトや日本HPのカタログ、マーケティング資料等において公開できるものとします。
4. 本契約にいう地域とは、オーストラリア、中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、パキスタン、日本をいいます。

第 2 条 （製品・サービスの開発）

1. 会員は、次の各号のいずれかについて合理的な努力を行なうことに合意します。
 - (1) 地域内で本製品と共に使用される会員の製品又はサービスの開発、変換、テスト、検証、デモンストレーション及び提供を行なうこと。
 - (2) 地域内で日本HPのソリューション又はプラットフォームに対して、インテグレーション又はコンサルティングサービスを提供すること。本契約の有効期間中、会員が会員の製品又はサービスに関し、新バージョン、リリース、アップデート、アップグレード又は機能の追加（以下「バージョンアップ等」）を行う場合、当該バージョンアップ等の発表と同時期か合理的な期間内に、当該バージョンアップ等を本製品の使用においても実施可能にするものとします。
2. 会員の製品又はサービスに対するマーケティング活動、開発に要する費用等については、両者間に別途の合意がない限りは、全額会員の負担とします。

第 3 条 （本製品）

1. 以下の条件に従い、日本HPは会員に対し、ハードウェアを販売しソフトウェアの使用を許諾します。販売は、日本HP又は日本HPの販売パートナーを通じて行われます。詳細は、AllianceONE Program を通じて提供される、

- スケジュール、別紙、対象製品リストに従いますが、各国の独自の裁量により変更される場合もあります。また、日本HPが販売する場合、その販売条件は、販売時に有効な日本HPの標準取引条件が適用されます。日本HPによる付加価値サービスなどオプションについては、会員との間で別途取り交わされる別の契約書に従います。
2. 本契約の有効期間中、会員は、AllianceONE Programに従い本製品を購入できるものとしますが、暦年毎に、AllianceONE Programに規定される本製品の購入制限に従うものとします。本製品のシステム構成及び注文の際の制限事項は www.hp.com/go/allianceone/program にあるポータルに記載されます。
 3. 販売が行われる国の法規で許される場合、再生品と明示した上で会員に再生した本製品を販売する場合があります。
 4. 会員は、少なくとも納入後1年間は、第2条に記載されている目的の為に、本製品を使用することに合意します。指定されている期間は、対象となる本製品により変わることがあります。
 5. 会員は、本契約に基づき購入した本製品を再販しないことに同意します。
 6. 本契約に基づき日本HPが会員に提供する値引は、他の値引制度との併用はできません。本契約に基づき購入される本製品は、他の日本HPとの合意に基づく製品購入額に加算されません。

第4条 (価格)

本契約に基づき購入される本製品の購入価格は、日本HP又は日本HPの販売パートナーが会員の注文書を受領した時点での現地通貨での製品定価から、ポータルに掲載されている AllianceONE Program 割引を差し引いた金額以下とします。会員は、本製品の購入又は会員が選択する有償の AllianceONE 特典に伴う必要な費用を支払うことに同意します。支払は請求書の受領時に行なわれるものとし、支払条件は請求書又は見積書に記載された条件によるものとします。

第5条 (表明と商標)

1. 本契約の有効期間中、本契約の条件及び参照により本契約に組み込まれるポータルの要件に従うことを条件として、日本HPは、会員が、自社を「HP Business Partner」と称し、ポータルに掲載されている HP Business Partner 標章（以下「標章」といいます）及びポータルで規定されているとおり日本HPが明示的に許可したその他のHPの商標（以下「認定商標」といいます）を表示することを認めます。
2. 会員は、本契約に従って本製品と共に使用するために開発、認定、及び展開されている会員の製品及びサービスの、公正で正確なマーケティングのためにのみ標章及び認定商標（該当する場合）を表示できます。
3. 会員は、ポータルに掲載されているHPの商標に関する以下のような（ただしこれらに限定されない）仕様及び指示（以下「仕様」といいます）に従うものとします。
 - (1) 会員は、不正確な方法又は会員と日本HPとの関係について誤解や混乱を招くような方法で標章や認定商標（該当する場合）を使用又は表示してはなりません。標章や認定商標（該当する場合）が表示される全ての資料には、会員の会社名及び/又はロゴも表示されなければなりません。標章は、会員の社名、マーク又はロゴよりも、目立たない場所、大きさで表示され、物理的にも離される必要があります。
 - (2) 会員は、日本HPから提供される標章や認定商標のためのアートワーク（artwork）を使用できるだけで、いかなる方法によってもこれを改変してはなりません。
 - (3) 会員は、日本HPの信用、評判、名声、イメージを落とすような方法、又は日本HP若しくは日本HPの関係会社（ヒューレット・パカード・カンパニー及びその関係会社（ヒューレット・パカード・デベロップメント・カンパニー・エル・ピーを含みます））の名前、標章、シンボル、ロゴ、商号、マーク（以下あわせて「HPマーク」といいます）の独占的所有権を損なう、若しくは制限するような方法で標章や認定商標を使用してはなりません。会員は、誠実かつ倫理的な商慣習に従い、適用できるすべての法令を遵守し、高い顧客満足を追求することに同意するものとします。
 - (4) 会員は、契約書、保証書、その他の法的資料に標章や認定商標を掲載してはなりません。
 - (5) 会員は、自社の社名、業務名、ドメイン名に“HP”、“HEWLETT PACKARD”、“NONSTOP”、“HP-UX”、“EDS”及びその他のHPマークを含めてはなりません。
4. 仕様は、ポータルの更新により任意の時点で変更又は追加される場合があります。日本HPは、仕様の変更について、定期的に会員に通知することではなく、会員が定期的にポータルを参照し、仕様や現在のコンプライアンスに準拠していることを確認するものとします。会員は、商業的に実行可能なできるだけ早い時期に、標章や認定商標の要求された変更の実施及び使用の中止をしなくてはなりません。日本HPから仕様に従っていないとの通知を受けた場合、会員は通知を受けてから30日以内に従わなければなりません。
5. 日本HPは、自己の裁量で、会員に対して標章及び認定商標（該当する場合）の一切の使用を中止するよう要求することがあります。会員は、商業的に実行可能なできるだけ早い時期に、ただし、いかなる場合でも日本HPの要求を受けてから5日以内に、かかる要求に従わなければなりません。
6. 本契約に基づく限定された権限以外、日本HPは、他のHPマークを使用するライセンスや権利を本契約で付与するものではありません。特に、本契約は、商標（“HP”、“HEWLETT PACKARD”、“EDS”）及びHPロゴ自体を使用するいかなる権利も付与するものではありません。ただし、ポータルの明示的な要求に厳密に従って使用される場合を除きます。
7. 会員による標章や認定商標の使用はすべて、該当する場合、日本HP又は日本HPの関係会社（ヒューレット・パカード・カンパニー及びその関係会社（ヒューレット・パカード・デベロップメント・カンパニー・エル・ピーを含みます））の利益のために効力を生じるものとします。標章や認定商標は、日本HP又は日本HPの関係会社（ヒューレット・パカード・カンパニー及びその関係会社（ヒューレット・パカード・デベロップメン

- ト・カンパニー・エル・ピーを含みます)) の独占的財産として維持されるものであり、会員は、日本HPが明示的に同意した方法及び範囲でのみ並びに本契約の目的のためにのみ、使用及び表示するものとします。
8. いずれの当事者も、著作権、特許、商標、営業秘密、その他の知的財産における権利を相手方に付与するものではありません。ただし、本契約で明確に規定されている場合を除きます。
 9. 本契約及びポータルで規定されている場合を除き、会員は、日本HPからの書面での事前の同意なしに、標章、認定商標、その他のいかなるHPマークも、いかなる文書又はメディアに表示しないものとします。会員は、日本HPからの書面での明確な許可なく、会員の製品やサービスに対する日本HPの支援や承認に関連する発表を、明示/黙示にかかわらず、行わないものとします。かかる発表は、製品又はサービスについて具体的であり、また、公正、正確かつ最新の情報である必要があります。
 10. 日本HPは、AllianceONE Program が運営又は支援するサイトのプロフィールに、会員が、会員自身や、会員の認定された製品/サービス/ディストリビュータ/顧客に関する公平で正確な情報を、直接アップロードすることを許可する場合があります。ただし、日本HPは、許可する義務を負うものではありません。日本HPは、当該サイトに会員が自信の企業ロゴ又は製品ロゴ及び商標をアップロードすることを許可する場合があります。会員は、AllianceONE Program にアップロードしたロゴ、商標、その他の資料すべてを所有又は使用する権利を保有しており、いかなる第三者の権利も侵害していないことを保証します。会員は、日本HPが、理由のあるなしにかかわらず、当該サイトから会員の商標、ロゴ、プロフィールを削除できることに同意します。
 11. 会員は、日本HPが、販促資料や、製品/企業を一覧する、又は会員が提供した情報に基づいて、HP製品と共に使用する製品を紹介する場（日本HP及び日本HPの関係会社の外部向け一般ウェブサイトやポータル等の日本HPの企業ウェブサイトを含むが、これに限定されない）において、書面での事前の同意なく会員の商標を使用することを許可します。会員は、書面での通知により、いつでも、当該許可の取り消しを要求できます。
 12. 会員は、会員がポータルにアップロードした、又は他の方法で日本HPに提供した情報、ロゴ、商標に関して、その一部又は全部に基づいて、第三者による請求（公式/非公式の如何にかかわらず）を受けた、又は認識した場合、直ちに日本HPに報告します。
 13. 会員は、本契約に基づいて日本HPのサイトに掲載された、又は日本HPが使用した会員の資料、商標、ロゴに関し、日本HPが受けた全ての請求に対して日本HPを補償することに合意します。
 14. 標章及び認定商標は（該当する場合）、現状有姿のまま提供され、一切の保証及び補償を伴いません。日本HPは、標章及び認定商標に関して、権原及び非侵害の保証、商品性及び特定目的への適合性の黙示的保証を含め、明示/黙示にかかわらず、制定法に基づくか否かにかかわらず、一切の保証を明確に否認します。
 15. 本条のいかなる違反も、本契約の重大な違反と見なされます。

第 6 条 （機密保持）

1. 一方当事者は、本契約の履行の過程で相手方が機密とみなす業務上又は技術上の情報を受領し又は閲覧することがあります。この場合、受領者は、開示者が機密である旨明記して開示した機密情報、及び口頭による開示等、機密である旨の明記がない場合でも、開示の際に機密として取り扱われ、開示後30日以内に、その内容を記し、かつ機密である旨明記した文書にて提示された情報（以下併せて「機密情報」といいます）を、開示を受けた日から2年間、少なくとも自己が自己の同種の機密情報を保持する場合に払うのと同等の注意（ただし、善良なる管理者の注意を下回らないものとします）をもって、保持、保管し、権限なく使用せず、又は第三者に対して開示、漏洩しません。ただし、日本HPは、お客様より開示を受けた機密情報を、自己の責任において、本契約の目的のために必要な範囲内でヒューレット・パカード・カンパニー及びその関係会社（ヒューレット・パカード・デベロップメント・カンパニー・エル・ピーを含みます）に開示し、使用させることができます。
2. 会員は、本契約に基づく義務を遂行することを目的として機密情報を使用し、それ以外の目的に使用しません。会員は、いかなる第三者に対しても、日本HPからの書面での事前の同意なしに本契約の内容を公開又は開示しません。
3. 前各項の規定は次の各号のいずれかに該当する情報には適用されません。
 - (1) 開示された時点で公知の事実となっている、又は受領者の責めによらず公知となっているもの。
 - (2) 第三者により機密保持義務を負わされることなく正当に受け取ったもの。
 - (3) 受領者が独自に開発又は知得したもの。
 - (4) 法律の施行により開示されたもの。
 - (5) 開示者の事前の承認により受領者が開示したもの。（ただし当該承認の条件に従う。）
 - (6) 開示前から受領者が正当に所有していたもの。

第 7 条 （有効期間及び契約の終了）

1. 本契約は表記の契約発効日より1年間有効とします。本条に基づき本契約が解約されない限り、会員が次の各号の条件を満たしていることを前提とし、本契約は1年間自動的に更新し、以後同様とします。
 - (1) 本契約で規定する会員の義務を果たしていること。
 - (2) 会員の会社、連絡先、製品又はサービスの最新情報を更新していること。
2. 当事者は相手方へ30日前までに書面にて通知をすることにより、本契約の全部を解約できるものとします。相手方が本契約の違反をした場合、当事者が違反をした相手方に書面で通知を行い、15日以内に当該違反が改められない場合、当事者は本契約の一部又は全部を解約できるものとします。
3. 会員の本契約違反により、日本HPが本契約を解約した場合、会員は直近の1年間に、本契約に基づき受けた本製品の割引相当額を、日本HPに支払うものとします。

4. 本契約が解約された時又は独自の裁量により任意の時点で、日本HPは、会員の製品又はサービスに関する情報の表示を中止することができます。顧客から不満足のお知らせは、契約解約の正当な理由とみなされます。
5. 会員に付与された全ての権利及び許諾は、本契約の終了又は解約と共に無効となります。

第 8 条 (本契約の変更及び修正)

1. 日本HPは必要に応じ、会員への書面やポータルを通じた通知後に AllianceONE Program から対象本製品追加及び削除、製品定価や割引率の変更、HP ポリシーやプログラムの施行及び変更、AllianceONE Program の変更又は終了、並びに日本HPの裁量による本契約の変更を行なえるものとします。
2. 前項に定める場合を除き、本契約の変更は、両当事者の正当な権限を有する代表者による書面の合意により行なわれるものとします。

第 9 条 (雑 則)

1. 会員と日本HPは、明示的な定めのある場合を除き、本契約上で、相互の製品について、権利、資格、所有を付与したり、示唆するものではないことに合意します。
2. 日本HPは、機器の利用目的が本契約に記載の条件を満たさないと判断した場合には、本契約に基づく HP の製品及びサービスの販売を拒否できるものとします。
3. 会員と日本HPは、相互に独立した契約当事者であり、会員は、本契約により日本HP又は本製品に関連する代理人とみなされません。本契約のいかなる規定も、両当事者間に共同事業、パートナーシップ、又は雇用関係を形成するものではありません。本契約は、相手方の事業に関するいかなる責任も負わず、法令又は他の契約に基づく相手方の義務を履行する責任を負うものではありません。
4. 会員は、日本HPの書面による事前の承諾なしに、本契約上の債権債務を第三者に譲渡すること又は担保の目的に供することはできません。
5. 会員は、本契約の締結以降、会員から提供されるプロファイル、製品、サービス、ディストリビュータ、パートナー、及び顧客等に関する情報等（以下あわせて「提供情報」といいます）を日本HPが AllianceONE Program のマーケティング促進及び本契約にて合意された目的のために利用することに同意します。会員は、会員から提供された提供情報を、日本HPがHP又はHPが支援するウェブサイトで利用することに同意します。日本HPはどの国においても、会員の窓口担当者の名前、電話番号、メールアドレスなどの連絡先情報を利用することができます。会員は日本HPに提供した情報の正確性の維持に努めると共に、要求があった場合は情報を更新、追補します。会員が個人情報（顧客情報を含む）を日本HPに提供する場合、当該個人情報が、適用される個人情報の保護に関する諸法規の規定を満たすことを保証します。
6. 本契約は各当事者に、相手方により開発された製品の使用又は売買を義務付けるものではなく、他の団体と類似の契約書を交わしたり、他の団体のために類似や競合する製品の提供や開発を行なうことに関して当事者を制限するものではありません。
7. 当事者は、相手方への連絡を電子的手段によりすることができます（例、相手方への書面での通知又は同意の連絡）。電子的手段による連絡は管轄地の法律に許容される範囲で、署名入りの書類として扱われるものとします。
8. 本契約の一環として、会員は製品に関する定期的な情報、プログラム、その他日本HPから提供物を受け取ることに合意します。
9. 会員は日本HP、本製品、本サービス、又は本契約に関して広告、発表を行なう場合は事前に日本HPの書面による合意を得るものとします。会員は、日本HPによって現在公開されている以外の、日本HP、本製品、本サービスに関する宣伝、情報提供を行いません。
10. 会員は輸出規則を含め、全ての適用される法律・規則を遵守します。
11. 第6条（機密保持）は、本契約の終了後も存続します。
12. 本契約は、日本法を準拠法とします。両当事者は、本契約により生ずる訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上